

代理人の「反論」が示す原告無視！

野田正彰氏の「『花岡和解』から 10 年」と
それに対する弁護士・内田雅敏氏の「反論」を読む

花 烏 賊 康 繁

2010 年 1 月 15 日付「信濃毎日新聞」夕刊のコラム「今日の視角」に、精神科医で関西学院大学教授の野田正彰氏の「『花岡和解』から 10 年」が掲載された。とは言っても、それを知らずにいた私は、読んでもいなかった。その約一週間後の 1 月 21 日、同紙に、「花岡裁判」の代理人である弁護士の内田雅敏氏が、「今日の視角『花岡和解から 10 年』への反論」を「寄稿」し掲載された。この内田氏の文章が掲載された「信濃毎日新聞」のコピーを、親友が送ってくれたので読み、これでは内田氏が「反論」している野田正彰氏のコラムも読まなくてはと、早速インターネットで文章をさがして読んでみた。

野田正彰氏と内田雅敏氏の文章を読んで、気づかされたことがある。ふたつの文章を読むまで私は、「花岡和解」は日本の戦後補償裁判では「画期的」な成果と受け止めていたのだが、「花岡和解」には私たちの知らない問題があるかも知れないということだった。

「花岡和解」にはどのような問題があるのか……。先ずは「信濃毎日新聞」2010 年 1 月 15 日付に掲載された野田正彰氏の「『花岡和解』から 10 年」と、同年 1 月 21 日付同紙に掲載された内田雅敏氏の寄稿「今日の視角『花岡和解から 10 年』への反論」をお読みいただこう。

《 「花岡和解」から 10 年

野田 正 彰

日本と中国のマスコミで「花岡和解」と呼ばれて知られている事件がある。この花岡和解から、今年は 10 年になる。「花岡事件」という名称だけでなく、「花岡和解」と別に呼ばれて問題にされてきたのは何故だろう。

花岡事件とは、1844 年から 1945 年にかけて、中国華北地方より秋田県花岡の鹿島組事業所へ中国人 986 人が強制連行され、虐待と暴行により僅か 1 年で 418 人が殺された事件である。1995 年中国人生残者と遺族 11 人が謝罪と損害賠償を求めて「鹿島」を訴えた。東京高裁での花岡和解では、鹿島の法的責任を問わず、賠償ではなく受難者の慰霊と支援のため 5 億円が信託されることになった。だがこの和解条項に原告団が第一に求めた謝罪の言葉はなく、原告団長らは日本の弁護士たちに「だまされた」と声明して今に至っている。日本と中国の関係者がまるで正反対に評価したままである。

10 年が過ぎたが、幸い受難の人生を生き抜いた原告団長の耿諄さん(96 歳)も幹事を務め

ていた孫力さん(73歳)も健在である。私は昨年夏、中国南昌で孫力さんに会った。彼女の父は大学を出て中学校の校長を務めていた知識人だった。女子が差別される時代でも、勉強するように励ましてくれた優しい父は、彼女が8歳のとき日本軍に拉致され、花岡で殺された。

孫力さんは、訴訟を準備していた1993年の時点ですでに弁護士より、裁判で受け取る力ネは弁護士、支援者、被害者で3等分すると聞いていた。日本の裁判とはそんなものかと思わされていた。鹿島よりの5億円のうち、被害者に約1億2500万が送られたとされるが、今も経理は公開されていない。

孫力さんや耿諄さんらが生存のうちに、「花岡和解」の過ちが謝罪されないものかと思う。》

《今日の視角「花岡和解から10年」への反論

寄稿 弁護士・内田雅敏

本紙1月15日付野田正彰氏コラム・今日の視角「花岡和解から10年」には、以下の3点において重大な事実「誤認」がある。

野田氏は花岡和解には鹿島建設の謝罪がないと言う。しかし和解条項1条は1990年7月5日の共同発表を再確認することから始まっている。共同発表は「中国人が花岡鉱山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め、企業としてもその責任があると認識し、当該中国人及びその遺族に深甚な謝罪の意を表明する。」としている。

野田氏は、和解は「日本の弁護士達にだまされた」もので、日本と中国の関係者が全く正反対に評価したままであると言う。確かに中国人当事者たちの中に和解を非難する人はいる。しかし、和解はこの非難者を含む、花岡受難者聯誼会で十分議論した上で、全員の賛成によって成立した。遺族の楊さんは、「今まで何度も会議をしてきたが、今日の会議が一番うれしい」と語った。この点については、「花岡和解を検証する」(世界)2009.9月号、内海愛子ほか)でも検証されている。

現在、花岡受難者986人中、判明している生存者・遺族のほとんどである約500人が和解を支持し、和解金を受領し、また毎年6月30日秋田県大館市主催の花岡現地での慰霊祭に順次来日している。和解評価をめぐって中国人すべてと日本人が対立しているかのような氏の論は事実に反する。

野田氏は、和解金は弁護士、支援者、被害者で3等分するとの伝聞を確認せずに記している。弁護士、支援者らは、和解成立までに費やした実費を含め、一切お金を受け取っていない。それは本件は中国人受難者の被害回復と同時に日本人自身の問題、つまり歴史の問題だからである。

野田氏のコラムがこのような重大な誤りを内包しているのは、はじめに和解非難ありきの基本姿勢の故である。氏はその主張に添う中国人にだけ耳を傾け、和解を支持している他の多くの中国人の存在をことさら無視している。このような姿勢は日中間の溝を深めるだけだ。

昨年 10 月 23 日、西松建設中国人強制連行・労働事件の和解が成立した。同社が加害の事実を認め、その歴史的責任を認識し、深甚な謝罪をするということを骨子とするもので、花岡和解の延長上でなされたものである。

和解成立後、受難者代表の邵義誠氏は、「これまで闘って來たが、今日からは友人だ」と西松建設代理人と握手をした。翌 24 日、大館市の市民運動家達による花岡平和記念館の竣工式が行われた。草の根レベルの日中友好は確実に進行している。次は信濃川河川敷で使役された中国人被害者と加害企業の和解が実現することを期待している。

（花岡事件、西松建設事件和解の中国人受難者側代理人弁護士）

内田氏はだれに「反論」しているのか？

野田氏、内田氏の文章を読み、読者はどのような感じを持たれただろうか？

野田正彰氏のコラムは、《日本と中国のマスコミで「花岡和解」と呼ばれて知られている事件がある》と書き出し、《「花岡和解」と別に呼ばれて問題にされてきたのは何故だろう》との自問にはじまる。野田氏は以降、鹿島組花岡事業所への強制連行と鹿島事業所での「花岡事件」、その中国人生残者と遺族らが「謝罪」と「損害賠償」を求めて鹿島を訴えた経過を概略的に説明。その結果としての東京高裁での「花岡和解」が、《鹿島の法的責任を問わず、賠償ではなく受難者の慰靈と支援のため 5 億円が信託されること》になり、《この和解条項に原告団が第一に求めた謝罪の言葉はなく、原告団長らは日本の弁護士たちに「だまされた」と声明して今に至っている》こと、そして幹事だった孫力さんが《訴訟を準備していた 1993 年の時点ですでに弁護士より、裁判で受け取る力ネは弁護士、支援者、被害者で 3 等分すると聞いていた》という取材事実を報告している。結びの《「花岡和解」の過ちが謝罪されないものかと思う》は、おそらく、高齢の原告団長である耿諄さんたちをおもんぱかる野田正彰氏の願いであろう、と私は読んだ。

一方、内田雅敏氏の「寄稿」は、タイトルからも分かるように野田正彰氏への「反論」である。しかし、野田氏のコラムを読めば読むほど、内田氏の「反論」は本当に「反論」なのかと首をかしげたくなる。

先ず、野田正彰氏のコラムが、内田氏を批判した「論文」なら「反論」はあり得るだろう。だがこのコラムは、どのように読んでも。隨想もしくは短文のルポルタージュである。しかも野田氏はコラム中で、一度たりとも内田氏の氏名を出して批判してはいない。

確かに、弁護士は論争することが商売かも知れないが、野田氏のこのコラムに「反論」してしまったのは、内田雅敏氏の「まちがい」だろう、と私は思った。

「まちがい」にも、意図的な「まちがい」と故意による「まちがい」がある。そのどちらも、平常心を失った時に犯す。つまり、私たち新聞の読者には良いコラムと思われても、野田氏のコラムには、内田雅敏氏が平常心を乱してしまう記述があったということなのだろう。だからこそ内田氏は、「反論」として、わざわざ「寄稿」したのにちがいない。

ただ、私も物書きの末端にいるので分かるが、野田氏のコラムは「信濃毎日新聞」社から依頼されて書いているはずだ。一方、内田氏の「寄稿」は、新聞社への持ち込み、又は

投書である。それを採用して紙上に掲載するかしないかは編集部の一存だが、「反論」すること自体がそぐわない野田氏のコラムへの「反論」は、一般的に考えればボツだろう。掲載したら編集部が笑われる。それなのに内田氏の「寄稿」は、きちんと掲載されている。いったい何故なのか……？ 私には不可解この上ない。その不可解さがまかり通る内田雅敏氏という弁護士は、私たち庶民が持ち得ない力を持っていることだけは確かであろう。

さて、そんな力のある弁護士である内田雅敏氏が、平常心を乱れてしまう野田氏の文章はどこだろうかと探してみた。「これかな」と思われる箇所はいくつもあるが、『花岡和解』の過ちが謝罪されないものかと思うと結んだ箇所の「過ち」という言葉に、内田氏は意識せずとも心が乱れたのかも知れない。

なぜなら、「花岡和解」の「過ち」をおかしてしまう可能性があるのは、鹿島建設、代理人、原告の3者しかない。だが、原告団長の耿諄氏は《日本の弁護士たちに「だまされた」と声明》しており、「過ち」をおかした対象からは外れる。残るのは鹿島か代理人かということになる。いうまでもなく鹿島建設は、この事件では最初からの加害者だ。仮に「花岡和解」が鹿島有利となっており、それを「過ち」と指摘されても、鹿島の心が乱れることはないだろう。残るのは代理人である日本の弁護士たちということになる。

内田雅敏氏の「反論」は、冒頭で、野田氏のコラムには《以下の3点において重大な事実『誤認』がある》と記した。弁護士の先生がたの文章はこういう書き出しが一般的のかどうか良く分からないが、感情むきだしの喧嘩腰の切り口である。それはさておき、では内田氏が、野田氏の何を《重大な事実『誤認』》と指摘しているかを見てみよう。

《野田氏は花岡和解には鹿島建設の謝罪がないと言う》 と内田雅敏氏は記した。

実は、私がすぐに野田正彰氏のコラムを探そうとしたのは、内田雅敏氏の「反論」のこの箇所を読んだからである。野田氏とは一面識もないが、元関東軍憲兵の土屋芳雄さんから戦争加害の聞き取りをしていたとき私は、野田正彰氏の『戦争と罪責』(岩波書店)を読み多くのことを学んだ。その野田氏が、もし「花岡和解には鹿島建設の謝罪がない」と言っているなら、そう言わざるを得ない客観的な事実関係を押さえてのことと、内田氏がいうような「誤認」とは信じられなかったからだった。

野田氏の文章を良く読んでほしい。野田正彰氏は《……この和解条項に原告団が第一に求めた謝罪の言葉はなく、原告団長らは日本の弁護士たちに「だまされた」と声明……》とは記しているが、野田氏自身が「鹿島建設に謝罪がない」などとは主張していない。

敏腕な弁護士であるはずの内田雅敏氏が、なぜこのような幼稚な読みまちがいをしてしまうのだろうか。いや、これは読みまちがいではなく、野田氏のコラムを読んだ内田氏が前段で指摘した通り平常心を乱してしまったからであろう。

内田氏が記した《野田氏は花岡和解には鹿島建設の謝罪がないと言う》という文章を、野田氏の文章にそって正確に書くとすれば次のようになる。

「原告団長の耿諄さんらは、花岡和解には鹿島建設の謝罪がないと言う」 しかし内田氏は、「原告団長の耿諄さんらは」という主語を、「野田氏は」に置き換えてしまった。あきらかにこれは「まちがい」である。弁護士である内田氏が、こんな重大な「まちがい」を内包した文章を、「反論」として「寄稿」してしまったとは……。

しかし考えてみれば、内田雅敏氏は、原告団長の耿諄さんたちから代理人に依頼された人だ。いくら平常心が乱れても、「原告団長の耿諄さんらは、花岡和解には鹿島建設の謝罪

がないと言う」とは書けないだろう。裁判では、あくまでも原告が主であり、代理人は原告の意思に忠実でなければならない。極端にいえば、その原告たちの求めることがまちがいでも、代理人はその意思に従うのが常識で、代理人でありながら原告を公に「批判」することはあってならないはずである。

それにしても、原告団長の耿諄さんたちは、なぜ《日本の弁護士たちに「だまされた」》と声明しているのだろうか？

日本の弁護士、そのひとりである内田雅敏氏なら、詳細は知つてしよう。「だまされた」と言われるのは心外にちがいない。しかし、「原告団長の耿諄さんたちは、重大な事実『誤認』がある」とはまちがっても記せない。

放っておくか……？ その手もあるが、放っておいたなら、野田氏のコラムを読んだ読者が、日本の代理人弁護士たちが原告を「だました」という印象を持つてしまうだろう。内田氏はだいぶあせったのではないだろうか。あせらなかつたら、ふてぶてしい人間ということになる。だからこそ内田氏は、本来なら「原告団長の耿諄さんらは」とすべきところを「野田氏は」に置き換え、《野田氏は花岡和解には鹿島建設の謝罪がないと言う》と書いてしまったにちがいない。

鹿島建設が原告受難者・遺族に謝罪した証拠として内田雅敏氏は、《和解条項 1 条は 1990 年 7 月 5 日の共同発表を再確認することから始まっている》と記した。そして「共同発表」文を引用している。

90 年 7 月の「共同発表」も「和解条項」も私は目にしていたので、さっそく両方を全文、入手してみた。入手先は「私の戦後処理を問う会」のホームページである。できれば「共同発表」と「和解条項」の全文をここで紹介したいのだが、長文になるので内田氏が「反論」で引用している「和解条項 1 条」だけ全文を紹介してみよう。全文を読みたい方は「私の戦後処理を問う会」のホームページを訪問していただきたい。

《 平成 9 年 (ネ) 第 5746 号 損害賠償請求控訴事件

控訴人

耿諄 外 10 名

被控訴人

鹿島建設株式会社

和解条項

一 当事者双方は、平成 2 年 (1990 年) 7 月 5 日の「共同発表」を再確認する。ただし、被控訴人は、右「共同発表」は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人らはこれを了解した。(2 条以下略、下線筆者) 》

内田雅敏氏が記しているように、1990 年の「共同発表」には確かに、《中国人が花岡鉱山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め、企業としてもその責任があると認識し、当該中国人及びその遺族に深甚な謝罪の意を表明する》とある。そして、「和解条項」 1 条は、内田氏が記す通り《 1990 年 7 月 5 日の共同発表を再確認することから始まっている》のはまちがいない。

しかし、ここにも重大な「まちがい」いや「ごまかし」があった。代理人内田雅敏氏があげた「和解条項」1条には、「1990年7月5日の共同発表を再確認する」に続けて、《ただし、被控訴人は、右「共同発表」は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人らはこれを了解した》とあるではないか。

つまりこれは、鹿島建設が「共同発表」で声明したことは「法的責任」を認めたものではないと主張し、それを控訴人である耿諄さん外10名が了解したということだ。こんなことでは、原告団長の耿諄さんでなくとも、「強制連行・強制労働に起因する歴史的事実……として認め、企業としてもその責任があると認識し、当該中国人及びその遺族に深甚な謝罪の意を表明する」と声明した1990年の「共同発表」は反故にされ、《日本の弁護士たちに「だまされた」》と思うのは当然のことではないだろうか。

代理人の内田雅敏氏が、「反論」の中で《ただし、被控訴人は、右「共同発表」は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人らはこれを了解した》という重要な部分を隠し、ふれもしないのは、意図的な「ごまかし」と私は読む。

紙面の都合で……との言い訳は成り立たない。なぜなら、内田氏の「反論」は「信濃毎日新聞」社からの依頼原稿ではなく、「寄稿」だからだ。寄稿は、掲載を前提に書かれるものではなく、紙面の都合などへの配慮はいっさい無用である。

内田氏の「反論」は、「和解条項」などまったく知らなかつた私に、それを知る大きなきっかけをつくった。墓穴を掘るとはこういうことであろう。内田氏は、野田氏が《和解は「日本の弁護士達にだまされた」》と言っているとも書いている。あえて説明するまでもないが、それも原告団長の耿諄さんの言葉である。

ここまでくると内田氏の「反論」の「まちがい」は、けっして「まちがい」ではなく、読者への「ごまかし」と言わざるを得ないだろう。そして内田氏のこの「反論」は、「反論」の名を借りて、野田氏を「重大な事実誤認者」に「でっちあげる」ための文章ではないかと、読者に邪推させてしまう危険性すらはらんでいる。

内田雅敏氏は、《確かに中国人当事者たちの中に和解を非難する人はいる。しかし、和解はこの非難者を含む、花岡受難者聯誼会で十分議論した上で、全員の賛成によって成立した》と記した。内田氏はこれを、誰に向けて語っているのだろうか。

何度も言うが野田正彰氏は、自分の言葉で「花岡和解」は弁護士たちに「だまされた」などとは、一言も述べていない。そう主張しているのは原告団長の耿諄さんたちであり、野田氏はそれを紹介しているにすぎない。したがって内田氏のこの文章は、原告団長の耿諄さんに、「あなたのいたところで十分議論した上で、全員の賛成によって成立したではないか」という意味に読み取れる。

《和解はこの非難者を含む、花岡受難者聯誼会で十分議論した上で、全員の賛成によって成立した》のが本当かどうか、私には判断できない。ただ、前段で指摘した内田氏の文章のさまざま「まちがい」「ごまかし」から見て、ここにも何か「ごまかし」があるのだろうと考えてしまう。そうでなければ、《原告団長らは日本の弁護士たちに「だまされた」と声明……》するはずがないからだ。

仮に、内田雅敏氏が記した《和解はこの非難者を含む、花岡受難者聯誼会で十分議論した上で、全員の賛成によって成立した》のが真実なら、内田氏は、野田正彰氏に対して反

論にならない「反論」を投げつけるのではなく、あなたを信用して代理人に依頼した原告団長の耿諄さんのもとに駆けつけることのほうが先ではないのか。なぜ内田氏はそれをしないのか……。「反論」ではそのことについてこそ述べて欲しかった。

和解金についての記述については、もう触れまい。ただ、内田氏の《その主張に添う中国人にだけ耳を傾け、和解を支持している他の多くの中国人の存在をことさら無視している》との野田氏への指摘は、内田氏自身が代理人であることを忘れてしまうほど平常心を失っている証拠だ。

花岡受難者やその遺族数百名が「和解」を支持していることは当たり前だ。それが代理人たちの「仕事」の評価にはならない。「和解条項」を良く見てみよう。「和解」したのは《控訴人 耿諄 外10名》である。その耿諄さん、あるいは幹事の孫力さんが「和解」を「だまされた」と非難しているのだ。

代理人である内田雅敏氏よ！ あなたは「反論」の中で、その耿諄さんらをいっさい無視している。《その主張に添う中国人にだけ耳を傾け、和解を支持している他の多くの中国人の存在をことさら無視している》という内田氏の言葉は、裏を返せば、原告団長である耿諄さんたちを無視している内田氏の心の投影であろう。

この「反論」に内田氏は、《花岡事件、西松建設事件和解の中国人受難者側代理人弁護士》と表記している。「反論」はその立場で書いたことを示している。それは結構なことだが、その肩書きに物を言わせて、「花岡裁判」「花岡和解」の最も中心的な立場にいた原告団長の耿諄さんらを無視し、あげくに暗に指弾する文章を公に流布することは、許されるのだろうか？ これは読者への問い合わせである。